埼玉県保健医療部・農林部 食品安全局長

手嶋 顕久 様

埼玉県消費者団体連絡会 代表幹事 柿沼トミ子 代表幹事 加 藤 ユ リ 代表幹事 伊 藤 恭 一 事務局長 岩 岡 宏 保

「平成26年度埼玉県食品衛生監視指導計画」 作成にあたっての要望書

日頃より、埼玉県における食品の安全確保対策のためにご尽力いただくとともに、「埼玉県食の安全・安心条例」及び「埼玉県食の安全・安心の確保に関する基本方針」に基づき、消費者参画のもと施策の検討・遂行にご努力されていることに対し、心から敬意を表するものです。しかし、食材虚偽表示問題、冷凍食品への農薬混入事件、ノロウイルスによる集団食中毒等、消費者の不安は絶える間もありません。消費者の健康を守り、不安を解消するための更なるご努力をお願いするところです。

このような中、作成されました平成26年度埼玉県食品衛生監視指導計画(案)については、食品衛生法第24条に従い作成されています。また、同法64条2項では「計画作成時には必要事項を公表し広く住民の意見を求めなければならない」旨、定められているところから、今回の県民コメントの募集は同法に従った手続きだと認識しています。そこで、下記の項目を取り上げていただきたく要望書としてとりまとめましたのでお願い申し上げます。

記

1. 食品衛生監視指導計画(案)に対する意見募集の時期について

埼玉県は、ここ2・3年食品衛生監視指導計画(案)を12月末までに作成され、1ヶ月間県民の意見募集が行われていました。しかし、平成26年度の計画案はだいぶ遅く、新年度に向けての準備期間が短くなるのではと心配しております。食品の安全確保は埼玉県にとって重要な施策の一つです。予算的措置を含む充実した施策の検討計画、十分な意見募集の期間と透明性の高いプロセスを確保する上から、素案の公表を12月上旬までに行い、県民の意見募集を行うようお願いいたします。

2. P.5 (3)他部局との連携

食材虚偽表示問題を受け、国の政策にも動きがあるようです。埼玉県では、保健医療部、農林部、県民生活部のますますの連携を県民は期待しています。また、職員は、日々学習を行い、的確で迅速な対応ができるようにしてください。

3. P.6 Ⅲ 食品の危害防止対策

冷凍食品への農薬混入事件を受け、食品テロ、フードディフェンスの仕組みの確立が急務だと思われます。危害防止対策や監視指導の計画を早急に立ててください。もし、健康被害を訴える人や疑わしい食品が見つかった場合は食品テロを疑い、速やかに検査を行ってください。そして、結果や対策を広く県民に広報してください。また、現在の食品の流通状況を考えると、県内だけでの対策では不十分です。他県とも協力して、情報の一元化を行ない、広報できるようなシステムを構築してください。

4. P.6 (2) ノロウイルスを原因とした・・・

最近、ノロウイルスによる集団食中毒が何件も見られます。調理従事者の健康管理等は当然ですが、施設の衛生管理の徹底等、監視指導を一年を通して行ってください。また、二次感染はいろいろな経路が考えられます。不特定多数の人が利用する場所や、食事をすることができる施設を持ったあらゆる所の手洗い場に、液体せっけんを常備することの協力を呼び掛けてください。

5. P.6 (3)食肉の取り扱いに重点を置いた予防対策

埼玉県では、規格基準が設けられていない牛以外の獣畜の生食についても予防対策を講じていることは評価するところです。しかし、ホームページやグルメ紹介雑誌には、新鮮だとうたい鶏たたき等を扱っていることをセールスポイントにしている店が見受けられ、一方通行のように感じます。消費者にとって、ホームページや雑誌の情報を活用することは「食の安心かわら版」から情報を得るよりはるかに利用頻度が高く、また、店が堂々とPRしていれば安心して食べます。このような事実を踏まえ、さらに厳しい監視指導を行ってください。

さらに、その施設で働くすべての人への正しい知識の指導を、引き続き 行ってください。

6. P.7 2 食物アレルギーによる危害防止対策

アレルギー表示に関する監視指導と収去検査の実施は、アレルギー症状を持つ患者にとって心強いことです。小規模な製造者や販売者も、従来通りの確認や指導に加え、アレルギーの基本的なことについても学習してもらい、さらに表示の重要性を再確認できるよう指導してください。消費者にとって、危害だけでなく精神的なフォローにもつながるのではと考えられます。

7. P.8 IV 施設への監視指導

平成24年度の監視指導結果を見ますと、県管轄総数126,711中73,097施設の立ち入り検査が行われたということですが、施設への監視指導を行わなかったところは、どのようにして監視指導していく計画なのでしょうか。計画を教えてください。他県で、多数の食中毒患者を出した施設では、衛生管理が行き届いていなかったと報道されていました。埼玉県では、このようなことがないよう監視指導を行ってください。

8. P. 9 (5) 農産物等直売所

昨年末から1月初めにかけて、他県で出荷停止にも関わらず直売所で農産物が販売されていた例があります。出荷停止等がとられた食品があった場合、情報の徹底、措置の遵守についての指導に力を入れてください。

9. P.11 V 食品等の検査

食品の偽装表示問題は、昨年大問題になりました。埼玉県は未然防止を図るため、平成24年度では20検体のDNA鑑定調査を行っています。この監視指導計画には掲載されていませんが、どうしてでしょうか。消費者が食品を購入する際に、その食品の情報は表示から読み取るため、大変重要な役割をはたします。ぜひ、調査件数と種別の増加をお願いいたします。

10. P. 11 1 食品衛生法に基づく・・・

食品検査予定数は、平成24年度の検査結果と比較すると大幅に少ない 予定数になっています。その中でも微生物、放射性物質が特に少ないよう です。理由をお知らせください。

11. P. 12 (2)残留農薬検査

スクリーニング検査「埼玉モデル」は、大いに期待するものです。県産 野菜に限らず、今まで検体が少量のため検査ができなかった輸入野菜にも 利用して、県民に安心を届けてください。

12. P. 13 3 輸入食品の検査

輸入食品の基準違反は、微生物が最も多いということです。しかし、検査結果が出た時にはすでにその食品は市場に流通していて、それを回収することが難しいようです。検査をスピーディに行い、結果を速やかに発信してください。あわせて回収が必要な場合は、わかりやすい回収方法を消費者に発信し、徹底的に行ってください。

13. P. 14 (1) と畜検査

BSE対策で、今まで多くの獣医師の時間と検査費が費やされてきました。全頭検査がなくなったという大きな状況の変化の中で、今までの資源がどう生かされるのか、教えてください。

14. P. 18 (1) リスクコミュニケーションの実施

昨年度は「講演会」「食品安全セミナー」としていたところが「研修会」と変わりました。対象者や目的の違いなのでしょうか。教えてください。

15. 新食品表示法について

新しい食品表示法は、2015年(平成27年度)に施行されます。そのため、 事業者だけでなく消費者も戸惑うことが予想されます。埼玉県では、新法 施行に備え、何か計画はあるのでしょうか。

16. 衛生研究所の統廃合について

4月から衛生研究所では、新しい体制で業務が始まることと思います。 人材や検査機器、予算等について、どのような変化がありますか。私たち はどのような事に期待が持てますか。

以上